

令和元年8月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和元年8月9日(金)午後1時30分 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者18名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇 12番 鈴木 直孝
13番 上森 力 15番 岡上 達 16番 川井 洋之 17番 長嶺 博司
18番 松本 忠巳 19番 峯園 五郎

欠席者 14番 上中 悠司

事務局 局長 岡内伸午 農地係長 里上佳史 企画員 片井恵子

会議録署名委員 1番 山崎 清弘 18番 松本 忠巳

議 長

皆さんこんにちは。大変暑い日が続いております。梅干の価格もようやく決まり、少し農家の期待外れな価格設定になった気がいたしますけれども、1日の作業としてやってもらいたいと思います。今日は推進委員さんとの合同会議がございますので早めに議事を進めていきたいと思います。それでは最初に、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、及び所有権移転についての申し出がございますので事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 岡本

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3、958㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和元年7月9日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の380㎡、他2筆、合計3,872.08㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和元年7月1日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、416㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和3年8月31日の更新です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、323㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間2万円・持参払い、期間は令和元年9月1日から令和6年8月31日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,241㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和6年8月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、726㎡、他1筆、合計1,396㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和6年8月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、1,540㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の椎茸、期間は令和元年9月1日から令和6年8月31日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、637㎡、貸し手は〇〇

○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の椎茸、期間は令和元年9月1日から令和6年8月31日の新規です。7番、○○○字○○○○、畑、132㎡、他2筆、合計765㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借のキウイ・柿・野菜、期間は令和元年9月1日から令和4年8月31日の更新です。8番、○○○字○○○○、畑、659㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和11年8月31日の新規です。9番、○○○字○○○○、畑、2,385㎡、他1筆、合計3,770㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和3年6月30日の新規です。10番、○○○字○○○○、畑、266㎡、貸し手は○○○、○○○○、借り手は○○○、○○○○、使用貸借の梅、期間は令和元年9月1日から令和7年8月31日の新規です。合計10件、14筆、11,013㎡、貸し手10名、借り手7名です。ご審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による所有権移転について説明させていただきます。1番、○○○字○○○○、畑、402㎡、譲渡人は○○○、○○○○、譲受人は○○○、○○○○、利用目的はみかん、対価は農用地利用集積計画による、支払方法、支払期限は持参払い、令和元年8月23日、所有権移転の時期は令和元年8月23日です。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議 長

それでは、合意解約についてご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長

はい、それでは報告とさせていただきます。

続きまして、利用権の設定について逐条審議をお願いします。1番。

○○番 委員

○○番○○です。1番異議ございません。

議 長

はい、2番。

○○番 委員

○○番○○です。2番異議ございません。

議 長

はい、3番。

○○番 委員

○○番○○です。3番更新です。異議ございません。

議 長

はい、4番。

○○番 委員

○○番○○です。4番更新です。異議ございません。

議 長

はい、5番。

○○番 委員

○○番○○です。5番6番異議ございません。

議 長

はい、7番。

○○番 委員

○○番○○です。7番異議ございません。

議 長

はい、8番。

○○番 委員

○○番○○です。8番9番異議ございません。

議 長

はい、10番。

○○番 委員

○○番○○です。10番異議ございません。

議 長

はい、以上10件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員

異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、所有権移転の申出について逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番は以前にあっせんで成立いたしました農地の所有権移転です。異議ございません。

議 長 はい、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、14番上中委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、1番山崎委員さん、18番松本委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地の形状変更願について、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第2号農地法第43条第1項の規定による届出について、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番につきましては譲渡人と譲受人の都合により取下げになりましたので報告いたします。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は380㎡、他1筆、合計1,107㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は64㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は736㎡、他2筆、合計3,161㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は150㎡、他1筆、合計397㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は197㎡、他7筆、合計2,257㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は368㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は499㎡、他4筆、合計2,029㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。以上8件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。1番は取下げですので2番からお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番から4番異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番異議ございません。

議 長 はい、7番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番は譲渡人と譲受人は兄弟であります。弟である譲受人さんは最近、教員を退職いたしまして、兄の持っている休耕畑を売買で購入して野菜を栽培するという事で異議ございません。続いて8番も譲渡人と譲受人は兄弟であり、弟である譲受人は通作時間が40分くらいで来られるという事と、ここ2、3年前からは足が不自由な兄に代わり弟夫婦で水稻を栽培しておりますので異議ございません。

議 長 はい、以上7件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 係長 4ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は888㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟219.84㎡、駐車場等668.16㎡、合計888㎡、着工日、工事期間は許可日より10ヶ月以内、農用地の内外は平成29年3月7日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は625㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用資材置場625㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。以上2件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしく願い申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8月7日に〇〇委員、岡内事務局長、里上係長、私で現地調査を行いました。1番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約300m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑と里道、西側が新設県道予定地、南側が新設県道予定地、北側が県道です。転用理由は農地すべてを維持管理していくことが年々困難となっており、この度、土地の有効利用を図るため、共同住宅に転用するものです。転用内容は共同住宅1棟及び駐車場24台分とします。高さ0～90cmの盛土を行います。合併処理後、雨水とともに北側県道側溝へ排水です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思

います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約150m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑、西側が畑、南側が新設県道予定地、北側が畑です。転用理由は申請人は梅農家で、漬け樽置場など、農業用資材置場が不足しています。また、申請地は収穫高が低いこともあり、この度、転用するものです。転用内容は漬け樽等農業用資材置場とします。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透で北側水路及び市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。1番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員の報告のとおり、1番異議ございません。

議 長 はい、2番

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 係長 5ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は135㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫・駐車場135㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は平成20年10月20日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。始末書が添付されています。農地法の許可を得ずに一部を倉庫にしてしまいました。今後は農地法違反とならないよう、心がけますので、今回に限り、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が一部駐車場、残りが休耕畑、面積は634㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・資材置場634㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は平成29年3月7日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書が添付されています。農地法の許可を得ていないにもかかわらず、一部を駐車場にしてしまいました。これまでの行為をお詫びしたうえで、今後、関係法律を順守いたしますので、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は310㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟136.70㎡、庭園173.30㎡、合計310㎡、着工日、工事期間は許可日より5ヶ月以内、農用地の内外は令和元年7月25日に除外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は896㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅1棟288.75㎡、駐車場等607.25㎡、合計896㎡、着工日、

工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意、水利同意はございます。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が一部運動場、休耕畑、面積は939㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は運動場939㎡、着工日、工事期間は許可日より1ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書が添付されております。相続により取得しましたが、既に農地法の許可済とと思っていましたが、未だ農地である事が判明しました。今後このような事が無いよう誓約いたしますので何卒ご許可願いますとの内容です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は37㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は通路37㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は313㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は建設機械置場・資材置場・駐車場313㎡、着工日、工事期間は許可日より2ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は596㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設596㎡、49.5kW、パネル288枚、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は平成31年4月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。私からは1番から5番まで説明させていただきます。では、1番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約150m、現況は畑と一部が倉庫です。隣接状況は東側が畑、西側が市道、南側が畑、北側が宅地です。転用理由は、譲受人は隣接地を購入予定で、かつ、駐車場用地として敷地の拡幅を考えていたところ、譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は倉庫・駐車場2台分とします。切土及び盛土はありません。雨水は北側既設側溝に放流です。隣接同意は不要です。水利同意はございません。始末書も添付されており問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約1.3km、現況は畑と一部が駐車場です。隣接状況は東側が宅地、西側が畑、南側が畑、北側が県道です。転用理由は貸し人は借り人である会社の経営者であります。申請地付近で会社を経営しており、従業員用の駐車場及び資材置場が不足していたことから、この度、申請するものです。転用内容は駐車場17台分・資材置場とします。高さ1.3～2mの盛土を行います。雨水は自然浸透です。隣接同意はございます。

水利同意は不要です。始末書も添付されており問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇より東へ約400m、現況は畑です。隣接状況は東側が河川管理道、西側が宅地、南側が宅地、北側が畑です。転用理由は貸し人と借り人は親子です。貸し人は加齢に伴い、営農の縮小を考えていたところ、この度、親元の実家に近く、かつ将来的に農地の管理もしやすい申請地に住居を建てたいとの息子からの要望により、転用するものです。転用内容は住宅及び庭とします。切土及び盛土はありません。合併処理後、雨水とともに西側側溝へ排水です。隣接同意は不要です。水利同意はございます。問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約250m、現況は田です。隣接状況は東側が畑と宅地、西側が畑、南側が宅地、北側が市道です。転用理由は譲渡人は遠方に在住で、農地の維持管理が困難なことから、営農の縮小を考えておりました。この度、賃貸マンションとして転用するものです。転用内容は共同住宅10戸、駐車場14台分とします。高さ35～85cmの盛土を行います。合併処理後、雨水とともに北側市道側溝へ排水です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇より北東へ約150m、現況は一部が運動場と休耕畑です。隣接状況は東側が公衆用道路、西側が市道、南側が宅地と雑種地、北側が市道です。転用理由は譲渡人は相続により取得しましたが、住まいが遠隔地ため、維持管理が困難となっていました。この度、売買の話がまとまり、申請するものです。転用内容は運動場とします。切土及び盛土はありません。雨水は自然浸透及び西側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意はございます。始末書も添付されており問題ないと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。残りの案件を説明させていただきます。6番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約400m、現況は畑です。隣接状況は東側が畑、西側が市道、南側が公衆用道路、北側が畑です。転用理由は去る6月に転用許可を得たが、譲受人が経営する〇〇〇〇会社の移転に伴って、隣接する市道の幅員が狭く、営業車や一般の交通に影響がことから、譲渡人と共有で市道に隣接する当該地を通路として利用するものです。転用内容は通路とします。切土及び盛土はありません。雨水は西側に隣接する譲渡人の所有農地に放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇より南へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地です。転用理由は譲受人は隣接地で給排水などの衛生設備工事業の営業所を構えています。建設機械や資材置場の用地を探していたところ、高齢のため営農の縮小を考えていた譲渡人との話がまとまり、転用するものです。転用内容は露天の建設機械・配管材料や浄化槽用の資材置場・駐車場4台分とします。高さ7cmの切土及び高さ25cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び西側市道側溝に放流です。隣接同意は不要です。水利同意はございます。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇より西へ約500m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田と雑種地、南側が田、北側が畑です。転用理由は譲渡人は農業を営んでおらず、獣害もあり

農業を行うことが困難となっていたところ、譲受人の要望もあり、太陽光発電施設として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル28枚設置 49.5kW発電設備を設置します。切土盛土はなしです。雨水は自然浸透です。隣接同意はございます。水利同意は不要です。問題ないと思います。

- 議 長 はい、ありがとうございます。第5条申請の逐条審議をお願いします。1番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番2番は始末書もありますし、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
- 議 長 はい、3番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、現地調査委員さんの報告のとおり、異議ございません。
- 議 長 はい、4番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番異議ございませんが、この案件の図面を見ると境界から30cm空けて法面を作っていますが、委員申し合わせ事項には50cm空けるとなっていますが、これでいいのですか。
- 里上 係長 建築物が建ったあと、すぐに宅造の許可がいない範囲で擁壁を設置される計画で、隣接農地への土砂の影響もなく、隣接の同意も得られている事から問題はありません。また、申し合わせ事項にも、50cm空けて埋めるものとするが、但し隣接者の同意が得られればこのかぎりではないと記載されております。
- 議 長 はい、5番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番異議ございません。
- 議 長 はい、6番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番7番異議ございません。
- 議 長 はい、8番。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番異議ございません。
- 議 長 はい、以上8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
- 議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。
- 里上 係長 8ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が道路、面積は56㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、平成元年12月に建物を建築した際、申請地を進入路として利用し、現在に至っております。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇より南西へ約400m、現況は道路です。隣接状況は東側が宅地、西側が畑、南側が畑、北側が公衆用

道路です。申請地は、平成元年12月に、隣接する土地に建物を建築した際に進入路として整備し、現在に至っています。地元農業委員さんの証明もありますので、問題ないと思います。

議 長
〇〇番 委員 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの説明のとおり、1番異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地の形状変更願について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 9ページをお願いします。議案第5号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は348㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より12か月以内、隣接同意、水利同意はございます。補足で令和元年6月10日付、田農委承認第83号で承認後に隣接農地が4条申請の1番の案件がある事で、盛土計画が変更になり再願出になりました。以上1件、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は、〇〇〇〇より北東へ約300m、現況は畑です。隣接状況は東側が田、西側が4条案件の1番の共同住宅予定地、南側が新設県道予定地、北側が県道です。形状変更の理由は、申請地に接する県道拡幅工事に伴い、その県道と同じ高さまで盛土し、野菜畑に形状変更することを、去る6月に許可をいただきました。しかし、西側の土地に分譲住宅が建設されることとなり、その際、その分譲住宅予定地と自身の田んぼの間に里道がありますが、その里道も分譲住宅地の敷地と同じ高さまでかさ上げすることから、再度、それらと同じ高さまで田んぼをかさ上げし形状変更するものです。高さ1～2mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び東側の新設U字溝を経て北側県道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第6号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は834㎡、他3筆、合計1,702㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は4,000kg、希望価格は40万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしくお願

いします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。
 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。所有者さんはこの土地を相続で取得されましたが、農家
 ではないため耕作できず、農地として利用していただける方に譲りたいと
 のことであり、今回、あっせんの申出がございました。

議 長 議案第6号農地等売渡あっせん申出の1件について、あっせんすることに
 ご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、無いようですので、あっせん委員を私から指名させてもらってよろ
 しいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、1番について、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇
 〇委員さんをお願いします。以上、よろしくお願いします。

議 長 続きまして、報告第1号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出
 について、事務局からの説明をお願いします。

里上 係長 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目
 は登記簿が畑、現況が農業用道路、面積は63㎡、届出人は〇〇〇、〇〇
 〇〇、使用目的及び規模は農業用道路63㎡、転用面積63㎡です。始末
 書が添付されております。届出が必要とは知らずに平成19年にコンクリ
 ート舗装の農道を作り現在に至っております。反省している次第です。こ
 の度、届出をいたしますので何卒よろしくお願いしますとの内容です。以
 上1件、ご報告申し上げます。

議 長 ただいまの報告について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 無いようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、
 報告第2号農地法第43条第1項の規定による届出について、事務局から
 の説明をお願いします。

里上 係長 12ページをお願いします。報告第2号農地法第43条第1項の規定によ
 る届出について、平成30年11月16日に農地法が改正され、要件を満
 たせば農地転用しなくとも、農地のまま底面全部がコンクリートで覆われ
 た農業用施設を設置できる新しい制度です。1番、土地の所在は〇〇〇字
 〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,540㎡、届出
 者は〇〇〇、〇〇〇〇、農作物栽培高度化施設内容は施設構造が鉄骨パイ
 プハウス(遮光フィルム張り、底面コンクリート張り)146.25㎡、
 栽培農作物は椎茸、栽培方法は栽培棚による菌床栽培です。着工日、工事
 期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は内、隣接同意、水利同意は
 ございます。土地所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用権設定による使用貸借
 (令和元年9月1日から令和6年8月31日)です。2番、土地の所在は
 〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は637㎡、
 届出者は〇〇〇、〇〇〇〇、農作物栽培高度化施設内容は施設構造が鉄骨
 パイプハウス(遮光フィルム張り、底面コンクリート張り)146.25
 ㎡、栽培農作物は椎茸、栽培方法は栽培棚による菌床栽培です。着工日、

工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は内、隣接同意、水利同意はございます。土地所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、利用権設定による使用貸借(令和元年9月1日から令和6年8月31日)です。この制度開始後、初めての届出でしたので審査にあたり県庁の担当課と十分に協議を重ね審査をいたしました。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、それでは地元委員さんの状況説明をお願い致します。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。当初、申請地に近い河川付近で、申請案件と同様の鉄骨パイプハウスによるシイタケ菌床栽培を行っていましたが、昨年の度重なる台風により、その施設が被災しています。この度、高台で新たに3か所の施設を設置する予定ですが、うち2か所が農地のため、今回の届出を行うということです。現場等も確認し、周囲の農地や水利組合の同意もあります。また、県の担当課とも協議済みとのことですので、問題ないと思います。

議 長 利用権設定が5年となっていますが期間が短くないですか。

〇〇番 委員 おそらく、利用権設定の期間を更新していくと思います。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明について、ご意見ご質問ございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2件とも面積が大きくパイプハウスを建てる面積以外の残った農地を何かに使うのは可能ですか。

里上 係長 パイプハウスを建てる面積以外の農地は休耕地になり、転用などはできません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。わかりました。

議 長 はい、よろしいでしょうか。報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第3号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 13ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は2,264㎡の内1,960㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成31年4月30日です。理由は分譲住宅用地として転用するためです。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 はい、無いようでございますので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出致しました4条申請1件、5条の許可の取消願1件が無事答申されましたことご報告申し上げます。なお、6月案件の太陽光発電付帯設備の案件については、引き続き、県の各担当課にて調整並びに審議中であるとのこと。予定しておりました案件はすべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。先程の43条の件でお聞きします。農作物栽培高度化施設とは何か栽培しないといけないのか。例えば、梅を干すハウスだと適用されますか。

里上 係長 要件の基準が農作物の栽培に供されるものに限られますので、梅を干す事は要件には該当されません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。わかりました。

議 長 他に無ければ、土地対策課から地籍調査についての協議がございます。

土地対策課 上中 係長 平成30年度 地籍調査実施に伴う地目変更に係る照会について資料にもとづき説明あり。

里上 係長 農地パトロールの日程について報告あり。

議 長 他にございませんか。無ければ、本日はこれで閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時55分終了